

税務署からのお知らせ

☎ 湯浅税務署 ☎63-5351

■税理士による地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方等の相談を無料でいたします。

開設場所	開設日	開設時間
湯浅納税協会 3階 会議室	2月16日☉	9:30～16:00 (相談受付締切時間15:30)

※確定申告会場の来場者数によっては、早めに受付を終了させていただく場合があります。

※12時から13時までには相談は行っていません。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具等をご持参ください。

※「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

確定申告会場および地区相談会場での感染症対策にご協力ください

- ①ご来場される際は、マスクの着用をお願いします。（マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります。）
- ②咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ③会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具・計算器具等をご持参ください。

■令和3年分確定申告会場を開設します

湯浅税務署では2月16日☉から3月15日☉（土・日・祝日を除く）まで確定申告会場を開設します。
相談受付は16時までですので、なるべくお早めにお越しください。
なお、確定申告会場の来場者数によっては、16時以前に相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

い。（作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで行います。）
開設日初日（2月16日）や確定申告期限（3月15日）間際は、大変混雑することが予想されます。
※会場への入場には「入場整理券」が必要ですが、
※確定申告はスマホが便利です！

スマートフォンを利用した申告が一層便利になりました

★スマホ専用画面の対象が拡大
スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わりました。

★スマホカメラで源泉徴収票を読み取り
スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になりました。



あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

「世界ハンセン病の日」をご存じですか？

毎年1月最後の日曜日は、マハトマ・ガンジーがハンセン病患者、回復者への復帰と差別解消に生涯をかけて寄り添い取り組んだ功績をもとに制定された「世界ハンセン病の日」です。

○ハンセン病とは・・・

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる感染症で、発病した場合、おもに皮膚、末しょう神経を侵すほか、眼、鼻・のど・口などの粘膜や一部内臓にも病変が生じます。現代においては感染・発病することはほとんどありません。また、治療法が確立されており、万一発病しても、早期発見と適切な治療により後遺症が残ることもありません。

かつてハンセン病患者は、体の一部が変形したりする外観の特徴などから、本人や家族までもが偏見や差別の対象とされた歴史があります。我が国では、明治後期から昭和前期にかけて患者を強制的に収容し療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が助長されました。

その後、治療法が確立されてからも患者は隔離され続けましたが、平成8年に「らい予防法」が廃止されたことで、ようやく隔離政策は終わりました。しかし、療養所に入所していた

人々は、高齢となり後遺症による重い身体障がいのある人も多く、また社会においては偏見や差別が残るなど、十分な社会生活を送ることができない人々もいました。

平成13年、熊本地方裁判所が「らい予防法」により患者たちやその家族が深刻な人権侵害を受けた事に対し国の賠償責任を認め国会の責任を指摘した判決を下しました。この判決を受けてハンセン病回復者やその家族に対する救済や啓発等の取組が行われ、平成20年には「ハンセン病問題基本法」が施行されています。

令和元年においても、同地方裁判所においてハンセン病患者の家族に対する権利侵害を認める判決が下され、一層の取組が行われています。

○ハンセン病と新型コロナウイルス感染症

現在、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別が全国的に起こっています。ハンセン病と単純に比較はできないものの、感染症に対する誤った知識や見解が偏見や差別につながることは、どちらも共通しているといえます。同じ過ちを繰り返さないために、一人ひとりが正しい知識と理解を持ち、人権課題に向き合っていくことが大切です。

同和運動推進月間 講演会

「いのちをみつめて～お芝居とおはなし～」を開催しました！

令和3年11月28日☉、総合センターにて、同和運動推進月間講演会を開催しました。劇団俳優座所属舞台女優の有馬 理恵氏をお招きし、「いのちをみつめて～お芝居とおはなし～」と題して、ご講演、一人芝居「釈迦内枢唄」や一人語り「ロラマシ物語」をご披露いただきました。

